

議 案 説 明 書

【 1 1 月 2 2 日開催分】

令和 6 年 1 2 月定例会

令和 6 年生駒市議会第 5 回（1 2 月）定例会 議案説明会

1 日 時 令和 6 年 1 1 月 2 2 日（金） 午後 1 時

2 場 所 第 1 会議室

3 説明議案等

報告第 15 号	市長専決処分の報告について（損害賠償の額の決定及び和解について）
報告第 16 号	市長専決処分の報告について（損害賠償の額の決定及び和解について）
議案第 81 号	専決処分につき承認を求めることについて（令和 6 年度生駒市一般会計補正予算（第 5 回））
議案第 82 号	令和 6 年度生駒市一般会計補正予算（第 6 回）
議案第 83 号	令和 6 年度生駒市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 回）
議案第 84 号	生駒市行政組織条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 85 号	生駒市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定について
議案第 86 号	生駒市テレワーク&インキュベーションセンター条例及び生駒市生涯学習施設条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 87 号	生駒市下水道事業経営審議会条例の制定について
議案第 88 号	奈良県広域水道企業団への水道事業の統合に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
議案第 89 号	生駒市体育施設の指定管理者の指定について
議案第 90 号	生駒市体育施設の指定管理者の指定について
議案第 91 号	奈良県広域水道企業団設立準備協議会の廃止に関する協議について
議案第 92 号	奈良県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合の規約の変更について

4 出席議員

福中眞美	白本和久	伊木まり子	塩見牧子	浜田佳資	竹内ひろみ
恵比須幹夫	成田智樹	吉村善明	片山誠也	改正大祐	神山さとし
山下一哉	加藤裕美	中嶋宏明	中尾節子	梶井憲子	辰巳綾子
芦谷真治	森雄亮	橋本宏淳	高杉千代子		

5 説明のため出席した者

副 市 長	領家誠	総 務 部 長	小林弘幸	福 祉 部 長	後藤治彦
子育て健康部長	吉村智恵	建 設 部 長	米田尚起	都市整備部長	清水一彦
上下水道部長	岡村祥宏	教 育 部 長	鍬田明年	生涯学習部長	坂谷 操
環境保全課長	河島嘉明	商工観光課長	岸本大介		

報告第 15 号 市長専決処分の報告について（損害賠償の額の決定及び和解について）

【総務部】

本件は、損害賠償の額の決定及び和解について、令和 6 年 10 月 28 日に専決処分を行ったことについて報告するものです。

事象の概要は、令和 6 年 8 月 21 日（水）午前 11 時頃、元町 2 丁目の路上で公用自動車と相手方自動車双方のドアミラーが接触した物損事故で、損害賠償額は「0 円」、市及び相手方自損自弁として示談が成立したものです。

報告第 16 号 市長専決処分の報告について（損害賠償の額の決定及び和解について）

【建設部】

本件は、市道を自転車で走行中、市道内のグレーチング同士の隙間にタイヤが落ち、自転車のタイヤに損傷を与えたことについて、この度示談が成立したため、地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき、令和 6 年 11 月 1 日に専決処分をし、同条第 2 項の規定により報告するものです。

事象の概要は、緑ヶ丘地内、市道緑ヶ丘西菜畑線において、同所を走行していた自転車が市道内のグレーチング同士の隙間にタイヤが落ち、乗車していた自転車のタイヤに損傷を与えたものです。

本件の損害賠償額については、市の管理責任としての過失割合が 20 % となり、1680 円で相手側と合意しています。

なお、当該箇所については、事象発生後、応急復旧しています。

またこの費用は、本市が加入している全国市有物件災害共済会の道路賠償責任保険から全額支払われます。

議案第 81 号 専決処分につき承認を求めることについて（令和 6 年度生駒市一般会計補正予算（第 5 回））

【総務部】

今回の補正については、過日、10 月 2 日の議会運営委員会において、事前に申し入れをしたものですが、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、本年 10 月 2 日付けで専決処分したものについて、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求めるものです。内容としては、本年 10 月 27 日に執行された衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査に係る経費です。

まず、歳出ですが、款 2 総務費、項 4 選挙費、目 2 総選挙・国民審査費で、補正額 5289 万 8000 円のうち、主なものを説明します。

節 1 報酬 919 万円は、投票管理者や投票立会人、パートタイム会計年度任用職員の報酬などです。

節 3 職員手当等 1979 万円は、選挙事務に従事する職員の時間外勤務手当などです。

節 10 需用費 330 万 3000 円は、投票所などで使用する消耗品や、投票所

入場整理券の印刷代などです。

節 1 1 役務費 5 9 4 万 9 0 0 0 円は、投票所入場整理券の郵送料などです。

節 1 2 委託料 1 0 7 7 万 3 0 0 0 円は、開票所設営・撤去、選挙ポスター掲示場設置・撤去、選挙公報の配布などの業務委託に係る経費です。

節 1 3 使用料及び賃借料 2 1 0 万円は、送致用タクシーや投開票で使用する物品や施設の借り上げ料です。

節 1 7 備品購入費 1 1 4 万 4 0 0 0 円は、投票用紙自動交付機 4 台の購入費用です。

なお、歳入については、全額、県支出金、委託金です。

議案第 8 2 号 令和 6 年度生駒市一般会計補正予算（第 6 回）

【経営企画部】

第 2 表繰越明許費補正の、款総務費、項総務管理費、事業名企画事務費については、道の駅整備検討に向けた調査業務に係る委託料で、7 月に受託事業者の決定に向けたプロポーザルの公募を行ったものの、応募がありませんでした。

再度業務内容を検討し、9 月に再公募を行い、1 0 月に受託事業者を決定したものの、成功事例の調査や関係課へのヒアリングなど、業務完了に一定期間を要し、年度内の業務完了が困難であることから、令和 7 年度に繰り越すものです。

【地域活力創生部】

第 2 表繰越明許費補正の款衛生費、項清掃費、事業名清掃リレーセンター管理費については、本年度、清掃リレーセンターにおいて、場外搬出用のコンテナを購入する予定でしたが、コンテナの材料となる金属の調達が予想以上に困難であり、年度内の納品が見込めないため、7 0 9 万 5 0 0 0 円の繰越明許費を設定するものです。

次に、第 3 表債務負担行為補正の「テレワーク&インキュベーションセンター指定管理業務」については、指定管理業務に係る令和 6 年度から令和 1 1 年度までの経費として、2 9 4 2 万 7 0 0 0 円を設定するものです。

本施設は、仕事と生活の調和、新たな雇用創出、情報通信技術を活用した多様な働き方を推進するため、平成 2 9 年度にテレワーク、コワーキング、インキュベーションの施設として開設し、もやい館 3 階はテレワーク等の場として、4 階は貸しオフィスとして年間約 2 0 0 0 人に利用されています。

令和 6 年度末で現行の指定管理期間が終了することから、今年度中に新たな運営者を募集します。

新たな指定管理業務については、議案第 8 6 号による「生駒市テレワーク&インキュベーションセンター条例」改正案のとおり、現在のもやい館の施設に加え、セイセイビル 1 階部分に機能を拡張し、起業・創業者を含む事業者と市民の交流の場の創出を図ります。

今回の指定管理業務については、経済環境変化による人件費高騰及びセイセイビルへの機能拡張による運営形態の変更に伴い、今後も、本指定管理を継続する

ためには令和6年度から令和11年度までの経費が必要となるため、債務負担行為を設定するものです。

今後の予定は、令和7年1月から指定管理の公募・選定を行い、3月の定例市議会において指定管理者の指定議案を上程し、4月からもやい館3階・4階部分の指定管理を開始するとともに、今後の施設移転、工事の状況によりますが、令和8年4月頃からセイセイビル1階部分の供用の開始を検討しています。

次に、「観光案内業務」については、観光案内に係る令和6年度から令和11年度までの業務委託費として、1477万円を設定するものです。

本市では、令和5年度に改定した商工観光ビジョンにおいて、「住んで楽しい」身近な観光価値が地域経済に繋がる観光振興を目標に「観光ルート案内の強化」等に取り組んでいるところです。

今般、ベルテラスいこまの「アンテナショップおちやせん」の運営が終了することとなったため、この施設を本市から借り受け、市民の利便性向上等に資する用途に活用できる事業者を公募することとし、当該事業者には本件観光案内業務を合わせて委託します。

観光案内委託業務については、現おちやせんの施設内において、「市内観光施設・資源や目的地までの交通経路や交通機関の案内」、「ホームページやSNS等で本市の観光情報を発信」、「本市や本市観光協会及び観光組織・団体の活動を紹介・周知」、「本市の観光施策の企画・立案支援」について事業者等から提案を求めることとし、委託期間は令和7年4月から令和12年3月までの5年間で予定しています。

また、普通財産(現アンテナショップおちやせん)の貸付については、「市の観光案内業務を受託し実施すること」、「市民・事業者への貸出、イベントの実施などベルステージの効果的な運営を行うこと」、「市外から市内への来訪者の増加、ローカルビジネスの促進や地産地消の促進など市民の福祉向上と利益の増進につながる提案をすること」について事業者等から提案を求めることとし、貸付期間は令和7年4月頃から10年間で予定しています。

今後の予定は、令和7年1月から、普通財産の貸付と観光案内業務を一体で公募を開始し、2月から3月初旬にかけて事業者を選定し、可能な限り早期に施設運営を開始することを検討しています。

【福祉部】

奈良県において、光熱費、食費等の高騰による介護事業者の負担の緩和を図るため、介護サービス事業所、施設における光熱費等高騰対策一時支援事業を実施されることを受け、款3民生費、項1社会福祉費、目6介護保険費において、340万円の増額補正をするものです。

県の給付対象としては、公立公営、公立民営は給付事業の対象外とされたことから、介護老人保健施設等指定管理者に対して市単独事業として実施するものです。

支給額については、県給付事業の算定方法である、定員1人当たり入所系2万

1000円、通所系1万円を基準とし、指定管理の基本協定に基づき、老人保健施設「優楽」、デイサービスセンター「寿楽」、「幸楽」の指定管理者に支給するものです。

続いて、第3表の債務負担行為補正の事項「居場所づくり事業運営等業務」、期間「令和6年度から令和8年度まで」、限度額「1493万円」についてです。

居場所づくり事業については、引きこもり状態にある方に社会参加の第一歩を踏み出すための場として利用していただくため、令和6年7月から開始しています。次年度も当初から居場所を運用するためには、前年度中から委託業者などの準備に着手する必要があるため、債務負担行為を追加するものです。なお、期間は、令和6年度から令和8年度までとしていますが、令和6年度中の予算の支出はありません。

最後に、同じく第3表の債務負担行為補正の事項「交通費等助成業務」、期間「令和6年度から令和7年度まで」、限度額「3億1466万8000円」についてです。

交通費等助成業務におけるクーポン券の使用期間を今年度同様6月から翌年2月末日にするためには、前年度中から委託業者の選定やクーポン券等の作成準備に着手する必要があるため、債務負担行為を追加するものです。

なお、期間は令和6年度から令和7年度までとしていますが、令和6年度中の予算の支出はありません。

【子育て健康部】

歳出として、款4衛生費、項1保健衛生費、目1保健衛生費、節12委託料において、616万2000円を計上しています。

これは、「産後ケア事業」が広く認知されてきたこと、及び市内に産後ケア施設が新たに開業されたことに伴う利用者増に対応するため、増額補正するものです。

また、同じく目1保健衛生費、節22償還金利子及び割引料において、過年度償還金1218万2000円を計上しています。

これは、国の令和4年度第2次補正予算により創設された「出産・子育て応援給付金」において、令和4年度及び令和5年度の国庫補助金の額の確定による超過交付分を返還するための経費です。

また、目2予防費、節22償還金利子及び割引料において、過年度償還金5387万4000円を計上しています。

これは、新型コロナウイルスワクチン接種事業において、令和5年度の国庫補助金及び国庫負担金の額の確定による超過交付分を返還するための経費です。

次に、歳入としては、産後ケア事業に対し、款15国庫支出金、項2国庫補助金、目3衛生費国庫補助金として、684万7000円、続いて21ページの款21諸収入、項4雑入、目4雑入として、産後ケア事業個人負担金84万5000円を計上しています。

【建設部】

第2表の繰越明許費補正の款土木費、項道路橋梁及び河川費、道路橋梁維持補修費については、緑ヶ丘西菜畑線支線4号他舗装補修工事において、1720万4000円と、西村線法面補修工事において2741万4000円、合わせて4461万8000円を繰り越すものです。

繰越理由については、関係機関との協議に不測の日数を要したことから年度内完成が見込めなくなったことによるものです。

次に、橋梁予防保全事業については、第2阪奈1号橋（第1、2径間一般部）予防保全補修工事において1億5009万4000円を繰り越すものです。

繰越理由については、塗装の剥離試験の結果、剥離剤の塗布回数を2回に増やしたことから、新たに伸縮装置の補修が必要となったことから年度内完成が見込めなくなったことによるものです。

次に、道路新設改良事業については、生駒1号歩行者専用道エスカレーター更新工事（その2）において、1906万円を繰り越すものです。

繰越理由については、工事部材の納入に不測の日数を要したことから年度内完成が見込めなくなったことによるものです。

また、同じく道路新設改良事業のうち、谷田小明線道路改良事業において4570万円を繰り越すものです。

繰越理由については、地権者との協議に不測の日数を要したことから年度内完了が見込めなくなったことによるものです。

以上合わせて、6476万円を繰り越すものです。

最後に、項都市計画費、生駒山麓公園管理費については、魅力向上施設再整備計画検討業務において、2401万3000円を繰り越すものです。

繰越理由については、山麓公園の改善点等の聞き取りに一定期間設けたことから、年度内完了が見込めなくなったことによるものです。

【都市整備部】

第2表繰越明許費補正の款土木費、項都市計画費、北部地域整備促進事業費については、学研高山地区第2工区の南エリアに続き、事業予定である学研高山地区ゲートエリアの基本計画作成等業務について、「まちづくり検討組織」の立ち上げに不測の日数を要しているため、今年度内の業務委託完了が困難であると見込まれることから、委託費3500万円の繰越明許費を設定するものです。

【教育部】

款3民生費、項2児童福祉費、目2児童保育費について、本費目では、施設型給付費等負担金について人事院勧告の影響等による公定価格の単価見直しに伴い、2億7672万3000円を増額補正するものです。

こちらの歳入は、款15国庫支出金、項1国庫負担金、目1民生費国庫負担金、節2児童福祉費負担金で8082万1000円、下段の款16県支出金、項1県負担金、目1民生費県負担金、節2児童福祉費負担金で4041万1000円、

項 2 県補助金、目 2 民生費県補助金、節 2 児童福祉費補助金で 2 1 9 万 7 0 0 0 円を計上しています。

次に、款 8 教育費、項 3 中学校費、目 3 中学校施設整備費については、学校屋内運動場の空調設備の設計が完了したため、次に整備するための工事費として、まず、中学校の整備工事、9 億 6 6 0 万 3 0 0 0 円を補正するものです。なお、事業の完了が令和 7 年度になりますので、合わせて繰越明許費を設定するものです。

また、財源としては、歳入として款 2 2 市債、項 1 市債、目 6 教育債に 9 億 6 6 0 万円を計上しています。

次に、款 8 教育費、項 4 幼稚園費、目 1 幼稚園費の節 1 1 役務費、節 1 2 委託料、節 1 7 備品購入費、節 2 6 公課費の合計 8 6 3 万 7 0 0 0 円については、先般、幼稚園の通園バス 1 台が経年劣化により不具合が生じており、予備車がない状態での運行となることから、新しい通園バスを購入するものです。

目 1 幼稚園費のうち、節 1 8 負担金補助及び交付金については、保育所と同様、施設型給付費等負担金について人事院勧告の影響等による公定価格の単価見直しに伴い、1 2 1 7 万 1 0 0 0 円を増額補正するものです。

こちらの歳入は、款 1 5 国庫支出金、項 1 国庫負担金、目 3 教育費国庫負担金、節 1 幼稚園費負担金で 4 8 2 万 8 0 0 0 円、下段款 1 6 県支出金、項 1 県負担金、目 4 教育費県負担金、節 1 幼稚園費負担金で 2 4 1 万 4 0 0 0 円、項 2 県補助金、目 6 教育費県補助金、節 2 幼稚園費補助金で 1 2 5 万 8 0 0 0 円を計上しています。

次に、目 2 幼稚園施設整備費、節 1 2 委託料ですが、現在進めている壱分幼稚園のこども園化において、壱分幼稚園の園舎解体から民間事業者による新園舎完成までの工事期間において、よりよい保育環境に向けた、なばた幼稚園での合同保育を実施することとしたため、引越し等準備費用として 9 9 万円を計上しています。

次に、第 2 表繰越明許費補正の款教育費、項幼稚園費の幼稚園管理運営費については、幼稚園の通園バス 1 台が故障したことによる新しい通園バスの購入において、車両の納品に期間を要し、年度内に納品できない可能性があることから、購入費等 8 6 3 万 7 0 0 0 円の繰越明許費を設定するものです。

最後に、第 3 表債務負担行為補正の「校務支援システム構築業務」については、新校務支援システムを令和 7 年 9 月より稼働することを予定しており、構築期間に 5 カ月から 6 カ月の期間を要するため、令和 6 年度中に事業者決定できるよう、導入に係る費用として 5 0 9 8 万円を、次に、「壱分幼稚園園舎解体業務」では、壱分こども園整備工事を行うに当たり、既設の園舎の解体手続きを早急に行う必要があることから、今年度中に解体工事に係る入札手続きができるよう 1 億 6 8 1 0 万 2 0 0 0 円を、次に、「保育園・幼稚園検尿検便委託業務」では、新年度早期に、保育所、幼稚園の児童・職員の尿検査や腸内細菌培養検査を実施するに当たり、入札・契約等の手続を今年度中に進める必要があることから 1 7 4 万 4 0 0 0 円をそれぞれ債務負担行為の設定をするものです。

【生涯学習部】

第2表繰越明許費補正の款教育費、項社会教育費、生涯学習施設整備事業については、南コミュニティセンターせせらぎ空調設備更新工事設計業務について、入札不調により、年度内完了ができないことから、755万6000円を繰り越すものです。

続いて、第3表債務負担行為補正の事項「施設予約システム構築業務」、期間「令和6年度から令和7年度まで」、限度額「368万5000円」については、現在使用している奈良県の施設予約システム「e-古都なら」が令和7年12月末に終了することに伴い、新たな施設予約システムを導入するものですが、導入に当たり、事業者選定及びシステムの構築に相当の日数を要することから、限度額を368万5000円とする内容の債務負担行為を追加するものです。

議案第83号 令和6年度生駒市国民健康保険特別会計補正予算（第2回）

【子育て健康部】

今回の補正予算は、歳入歳出ともに、195万1000円を追加する補正をし、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ105億2798万1000円とするものです。

款8諸支出金、項1償還金及び還付加算金、目3償還金、節22償還金利子及び割引料において、保険給付費等交付金は見込み額で交付を受け、金額確定後に次年度で精算をしますが、令和5年度分については精算還付額が予算額を上回り不足が生じるため、195万1000円の増額を計上しています。

財源として、款7繰入金、項2基金繰入金、目1財政調整基金繰入金、節1財政調整基金繰入金で、同額の195万1000円を計上しています。

議案第84号 生駒市行政組織条例の一部を改正する条例の制定について

【経営企画部】

新旧対照表の第1条（設置）については、上水道事業及び下水道事業を所管している「上下水道部」について、上水道事業が令和7年4月から奈良県広域水道企業団に統合されることから、上下水道部を廃止するものです。

次に、第2条（分掌事務）については、「総務部」が所管している総合防災に関する業務について、全庁的な危機管理体制の強化を図るため、経営企画部の所管にします。

続いて、現行「建設部」が所管している公共交通に関する業務について、交通安全に関する業務と防犯に関する業務を同じ部が所管することによって、警察との連携の強化、円滑化を図るため、「総務部」の所管にします。

最後に、上水道事業の統合に伴う部の廃止に伴い、下水道に関する業務を「建設部」の所管にします。

なお、施行期日は、令和7年4月1日としています。

議案第 8 5 号 生駒市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定 について

【総務部】

本条例は、地方自治法第 2 4 3 条の 2 の 7 第 1 項の規定に基づき、住民訴訟等において、市長等が市に対して損害賠償責任を負った場合において、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、損害賠償額を限定して、それ以上の額については免責する旨規定するものです。

内容は、本市の長等の損害賠償責任の限度額を、国が政令で定める参酌基準のとおり、市長については、基準給与年額の 6 倍、副市長、教育長、教育委員、選挙管理委員会委員、監査委員については、基準給与年額の 4 倍、公平委員会の委員、農業委員会の委員、固定資産評価審査委員会の委員、消防長については、基準給与年額の 2 倍、その他の職員については、基準給与年額の 1 倍です。

なお、施行期日は、公布の日としています。

議案第 8 6 号 生駒市テレワーク & インキュベーションセンター条例及び 生駒市生涯学習施設条例の一部を改正する条例の制定につ いて

【経営企画部】

まず、本案の背景と目的については、生駒駅周辺の公共施設の再編に当たり、セイセイビル 1 階について、今年度当初は、市民活動推進センターが移転予定でしたが、関係団体等との調整に時間を要することから、当面は現行施設を利用することとなりました。

しかしながら、第 6 次総合計画第 2 期基本計画では、市民・事業者等の交流の場の創出に向けた新たな空間の整備や、都市計画マスタープランでは、職住近接・合一を意識した空間再編として、生駒駅南側にインキュベーションオフィス、コワーキングスペースを創出していくことが掲げられています。

こうしたことから、引き続きセイセイビル 1 階については、交流の場等の用途での活用を目指し、検討した結果、本市の創業支援事業により、多くの卒業生が創業を志向し、創業者間の交流が活発になってきていること、さらに、創業予定者の活動を活発にするには、創業予定者をはじめ、市民や事業者の「経験」や「知恵」を有機的に結びつけることができるスペースが必要となってきました。

現在その役割を担っているテレワーク & インキュベーションセンター「イコマド」のオープンスペースで、こうした支援を行うには、テレワーク等の利用者との共有となるため、十分ではないことから、市民や起業・創業者を含む事業活動と交流の場を創出するため、「イコマド」の機能を拡張し、セイセイビル 1 階に新たな拠点を整備することに伴い、必要となる条例改正を行うものです。

次に、セイセイビルを含む生駒駅周辺の公共施設等の移転に関する概要については、まず、セイセイビル 1 階に生駒市テレワーク & インキュベーションセンター「イコマド」を新たに拡張することに伴い、現在、1 階に配置されている男女共同参画プラザを生駒市コミュニティセンター 2 0 6 会議室へ、同じく 1 階の消

費生活センターは、4階の生駒市社会福祉協議会の事務室の一部に移転します。

また、生駒市社会福祉協議会の一部と権利擁護支援センター、くらしとしごと支援センターが市役所の地下、旧食堂スペースの部分に移転するとともに、生駒市社会福祉協議会との連携強化を図るため、同協議会との連絡調整を所管している福祉政策課と地域包括ケア推進課基幹型地域包括支援センター係も市役所地下に移転します。

続いて、生駒市テレワーク&インキュベーションセンター条例の改正について説明します。

まず、もやい館3階については、これまでの業務を引き続き行いますが、これまでコワーキングスペースとして運用してきたものを個人使用に特化したパーソナルブースとして運用するとともに、試行的に物販を行ってみたいと考える事業者を募集するチャレンジスペースを新たに設けます。

次に、セイセイビル1階部分については、現行の「イコマド」のスペースでは不足するため、オープンスペース兼セミナールーム、チャレンジスペース、パーソナルブースをそれぞれ拡張設置します。

今回の「イコマド」の機能拡張に伴い、セイセイビル1階部分について「生駒市テレワーク&インキュベーションセンター元町」として施設の名称及び位置を追加するとともに、現在のもやい館3階及び4階施設を、「生駒市テレワーク&インキュベーションセンター谷田町」に名称を変更します。

続いて、利用料金の設定については、生駒市テレワーク&インキュベーションセンター谷田町については、新たにチャレンジスペースを設けることから、その区分及び利用料金の規定を追加します。

チャレンジスペースについては、空間を可変的に使用する想定をしているため、1平方メートル当たりの料金設定としています。

また、生駒市テレワーク&インキュベーションセンター元町の料金区分は谷田町と同様ですが、セミナールームについては、チャレンジスペースとの一体利用を想定していることから、1平方メートル当たりの料金設定としています。

なお、セイセイビルのチャレンジスペースについては、カフェ事業を試行してみたいと考える事業者を募集するスペースも想定しています。

続いて、生駒市生涯学習施設条例については、現在の生駒市コミュニティセンター206会議室に、男女共同参画プラザが移転することから、206会議室を廃止するものです。

最後に、本条例の施行については、公布の日から起算して2年を超えない範囲内において規則で定める日とし、改正条例第1条の規定については、令和7年4月1日から、改正条例第3条及び附則第3条の規定については、令和7年9月1日から施行するものとします。

議案第 8 7 号 生駒市下水道事業経営審議会条例の制定について

【上下水道部】

本市下水道事業は、老朽化が進む 2 つの単独処理場を保有し、維持管理費の負担が大きいことなどから、経費回収率が県内他市や類似団体の平均値と比べて大幅に低く、一般会計からの繰出金に依存した経営状況が固定化されています。

このような経営状況を抜本的に改善するためには、経費節減とともに下水道使用料の適正化に取り組む必要があります、本市下水道事業の経営に対して学識経験者の見識や、市民の意見を反映し、適正かつ効率的な経営を図ることを目的として、生駒市下水道事業経営審議会を設置するものです。

次に、条例の内容については、まず、第 1 条（設置）では、適正かつ効率的な経営を図ることを目的に本審議会を設置することを規定しています。

次に、第 2 条（所掌事務）では、審議会の調査事項として、下水道事業の経営に関すること、下水道使用料に関すること等を規定しています。

第 3 条（組織）では、委員数等を規定しています。

第 4 条（任期）では、委員の任期を規定しています。

第 5 条（会長及び副会長）では、会長及び副会長の選出方法等を規定しています。

第 6 条（会議）では、会議の招集方法、成立要件等を規定しています。

第 7 条（委任）では、審議会に係る、その他必要事項は市長が定めることを規定しています。

最後に、本条例の施行期日は、公布の日としています。

議案第 8 8 号 奈良県広域水道企業団への水道事業の統合に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

【上下水道部】

先の 9 月定例会において、奈良県広域水道企業団を設立することについて全構成団体で可決されたため、10 月 16 日に総務大臣に企業団の設立許可申請書を提出し、11 月 1 日に総務大臣から許可が下りたため、同日付で企業団が設立しました。

令和 7 年 4 月 1 日から生駒市水道事業が奈良県広域水道企業団として事業を開始することに伴い、水道事業の条例を廃止するとともに、関係条例の改正を行うものです。

議案第 8 9 号 生駒市体育施設の指定管理者の指定について

【生涯学習部】

本議案に係る施設は、令和 7 年 3 月 31 日をもって、現在の指定期間が満了するため、新たに指定管理者を指定するもので、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求めるものです。

対象となる施設は、生駒北スポーツセンター、イモ山公園体育施設、北大和体育施設、総合公園体育施設、滝寺公園体育施設、むかいやま公園体育施設、小平

尾南体育施設の7体育施設の体育館、野球場、グラウンドなど各施設です。

指定管理者となる団体は、一般財団法人生駒市スポーツ協会。

指定の期間は、令和7年4月1日から令和12年3月31日までの5年間です。

本議案に係る指定管理者候補者の審査・選定は、指定管理者制度に関する指針に基づき、生駒市プロポーザル審査委員会で実施しました。

本年9月2日から10月7日まで募集したところ、1団体から応募があり、10月29日にプレゼンテーション等による審査を行い、候補者を選定しました。

議案第90号 生駒市体育施設の指定管理者の指定について

【生涯学習部】

本議案に係る施設は、令和7年3月31日をもって、現在の指定期間が満了するため、新たに指定管理者を指定するもので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものです。

対象となる施設は、生駒市井出山体育施設の体育館、グラウンド、テニスコート、屋内温水プールです。

指定管理者となる団体は、株式会社東京アスレティッククラブ。

指定の期間は、令和7年4月1日から令和17年3月31日までの10年間です。

本議案に係る指定管理者候補者の審査・選定は、指定管理者制度に関する指針に基づき、生駒市プロポーザル審査委員会で実施しました。

本年9月2日から10月7日まで募集したところ、2団体から応募があり、10月29日にプレゼンテーション等による審査を行い、候補者を選定しました。

議案第91号 奈良県広域水道企業団設立準備協議会の廃止に関する協議について

【上下水道部】

議案第88号と同様に、令和7年4月1日から奈良県広域水道企業団が事業を開始するのに伴い、令和5年4月1日に発足した奈良県広域水道企業団設立準備協議会を令和7年3月31日をもって廃止することについて関係地方公共団体と協議を行うため、議会の議決を求めるものです。

議案第92号 奈良県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合の規約の変更について

【総務部】

奈良県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体のうち、令和7年3月31日をもって奈良広域水質検査センター組合が解散され、奈良県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体でなくなることとなりました。

それに伴い、奈良県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数が減少することとなり、奈良県市町村総合事務組合規約から「奈良広域水質検査センター

組合」の文言を削除する必要があるため、地方自治法第286条第1項の規定に基づき、奈良県知事に許可を申請するに当たり、同法第290条の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。

なお、施行期日は、令和7年4月1日としています。

議 案 説 明 書

【 1 2 月 5 日開催分】

令和 6 年 1 2 月定例会

令和6年生駒市議会第5回(12月)定例会 議案説明会

1 日 時 令和6年12月5日(木) 午前9時30分

2 場 所 第1会議室

3 説明議案

議案第94号	財産の取得について
--------	-----------

4 出席議員

福中眞美	白本和久	伊木まり子	塩見牧子	浜田佳資	竹内ひろみ
恵比須幹夫	成田智樹	吉村善明	片山誠也	改正大祐	神山さとし
山下一哉	加藤裕美	中嶋宏明	中尾節子	梶井憲子	辰巳綾子
芦谷真治	森雄亮	橋本宏淳	高杉千代子		

5 説明のため出席した者

総務部長 小林弘幸

議案第 94 号 財産の取得について

【総務部】

本件は、現在、全国的に推進中の基幹系システムの標準化・共通化の取組において、国が作成する標準仕様書等の遅れにより、全体スケジュールが見えない状況でしたが、本市システムの移行時期が令和 7 年 11 月と決まったことから、パソコン設定作業やシステムの動作検証を早期に実施する必要があることが判明したため、令和 7 年度に調達を予定していた住基系パソコン 350 台を令和 6 年度に前倒しで購入するもので、前回 9 月議会に補正予算を議決されたものです。

購入に当たり、生駒市物品・委託業者に登録されている業者を対象に、予定価格 4651 万 90 円で、11 月 15 日に事後審査型条件付一般競争入札を行った結果、4 者の入札があり、『株式会社 堀通信』が税込み 3047 万 2750 円で落札し、事後審査を経て、納入期限を令和 7 年 3 月 31 日までとし、仮契約を進めています。

なお、落札率は 65.5%でした。

議 案 説 明 書

【 1 2 月 1 9 日開催分】

令和 6 年 1 2 月定例会

令和 6 年生駒市議会第 5 回(1 2 月)定例会 議案説明会

1 日 時 令和 6 年 1 2 月 1 9 日 (木) 午前 1 0 時 0 3 分

2 場 所 第 1 会議室

3 説明議案

議案第 95 号	令和 6 年度生駒市一般会計補正予算 (第 7 回)
議案第 96 号	令和 6 年度生駒市国民健康保険特別会計補正予算 (第 3 回)
議案第 97 号	生駒市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
議案第 98 号	生駒市の一般職の職員の給与に関する条例及び生駒市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について

4 出席議員

福中眞美	白本和久	伊木まり子	塩見牧子	浜田佳資	竹内ひろみ
恵比須幹夫	成田智樹	吉村善明	片山誠也	改正大祐	神山さとし
山下一哉	加藤裕美	中嶋宏明	中尾節子	梶井憲子	辰巳綾子
芦谷真治	森雄亮	橋本宏淳	高杉千代子		

5 説明のため出席した者

総 務 部 長 小林弘幸

議案第 9 5 号 令和 6 年度生駒市一般会計補正予算（第 7 回）

【総務部】

補正の内容としては、款 1 議会費、項 1 議会費から款 8 教育費、項 6 保健体育費までの各費目の給料、職員手当等及び共済費について、一般会計の人件費総額で、2 億 2 6 6 8 万 1 0 0 0 円の増額補正をするもので、例年 1 月時点の職員体制を基に計上している当初予算について、年度開始以降の人事異動等による補正及び人事院勧告に基づく給与改定に伴う補正の以上 2 点が主な理由です。

まず、給料について、人事院勧告による給与改定に伴い、給料月額平均 3. 1 6 % の引上げにより 1 億 8 1 5 万円の増額となりますが、退職及び人事異動等により支給額が 3 5 7 9 万円減少することから、差引きした結果、7 2 3 6 万円の増額となります。

次に、職員手当については、同じく人事院勧告による給与改定に伴い、期末手当・勤勉手当がそれぞれ 0. 0 5 月分ずつ引き上げられたこと等により 9 2 2 4 万 2 0 0 0 円の増額となります。

次に、共済費についても、給与費の増に伴い、市町村職員共済の共済負担金が増額となり、各費目の合計で 5 5 5 4 万円の増額となります。

続いて、款 2 総務費、項 1 総務管理費、目 5 財産管理費において、3 6 7 万 3 0 0 0 円の増額補正をしています。

これは、生駒市職員退職給与基金の設置、管理及び処分に関する条例第 2 条の規定に基づき給料総額の 5 % となっている職員退職給与基金の積立額を一般会計と国民健康保険特別会計の給料を合わせて 7 3 4 6 万円増額することから、その 5 % にあたる金額を増額するものです。

最後に、款 3 民生費、項 5 国民健康保険費、目 1 国民健康保険費において、2 8 6 万 6 0 0 0 円の増額補正をしています。

これは、人事院勧告に伴う給与改定により、国民健康保険特別会計の人件費が増額されること等から、人件費相当分を一般会計から繰り出すものです。

議案第 9 6 号 令和 6 年度生駒市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 回）

【総務部】

補正の内容としては、款 1 総務費、項 1 総務管理費の給料、職員手当等及び共済費について、総額で 2 8 6 万 6 0 0 0 円の増額補正をするもので、議案第 9 5 号と同様、年度開始以降の人事異動等による補正及び人事院勧告に基づく給与改定に伴う補正が主な理由です。

まず、給料については、人事院勧告による給与改定に伴い、給料月額平均 4. 0 % の引上げにより 1 1 0 万円の増額となります。

次に、職員手当については、同じく人事院勧告による給与改定に伴い、期末手当・勤勉手当がそれぞれ 0. 0 5 月分ずつ引き上げられたこと等により 1 4 6 万 6 0 0 0 円の増額となります。

次に、共済費についても、給与費の増に伴い、市町村職員共済の共済負担金が増額となります。

議案第 97 号 生駒市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

【総務部】

今回の改正は、令和 6 年 8 月の人事院勧告に基づくもので、国家公務員の特別職の給与改定に伴い、本市の理事者及び議員の皆様のご給与等を規定している 3 条例について改正を行うものです。

内容については、市長をはじめ各理事者及び議員の期末手当の支給月数を 0.05 月分引き上げ、年間の支給月数を 3.4 月分から 3.45 月分とするものです。

条文については、各条例の施行日に合わせて、改正が 2 段階となっており、第 1 条及び第 2 条に分かれています。

3 条例とも同様に、公布の日から施行分として、第 1 条において、期末手当の支給月数を、1.7 月分から 1.75 月分に改正し、本年 12 月の支給分に遡及適用します。

令和 7 年 4 月 1 日施行分としては、第 2 条において、期末手当の支給月数を、1.75 月分から 1.725 月分に改正し、6 月及び 12 月の支給月数が均等になるように改正します。

施行日については、第 1 条の規定は公布の日から、第 2 条については、令和 7 年 4 月 1 日からとしています。

議案第 98 号 生駒市の一般職の職員の給与に関する条例及び生駒市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について

【総務部】

本条例も、議案第 97 号と同様、人事院勧告に基づき、関係 2 条例を改正するものです。

今回の人事院勧告においては、現下の人事管理上の重点課題に対応し、時代の要請に即した給与制度に転換するための「給与制度のアップデート」として、令和 7 年 4 月から適用となる、地域手当や扶養手当といった諸手当の改定も含まれていますが、本定例会に提案するものは、令和 6 年度から遡及適用が必要となる、月例給及び期末・勤勉手当の支給月数の引上げのみとしています。なお、会計年度任用職員は単年度での任用で、任用時に給与や手当等、勤務条件を提示していることから、従来から翌年度からの適用としており、今回の改正には含まれていません。

改正内容は、12 月の期末・勤勉手当の支給月数を一般職員についてそれぞれ 0.05 月分引き上げ、期末手当を 1.225 月分から 1.275 月分に、勤勉手当を 1.025 月分から 1.075 月分に改正し、再任用職員についてはそれぞれ 0.025 月分引き上げ、期末手当を 0.6875 月分から 0.7125 月分に、勤勉手当を 0.4875 月分から 0.5125 月分に改正します。また、別表第 1 給料表について、全ての号給が引上げの対象となっており、平均で

3. 16%引き上げるものです。

この結果、一般職大卒では2万3800円、一般職高卒では2万1400円の初任給引き上げとなります。これは昨今の厳しい採用市場における競争力向上のため、「給与制度のアップデート」の先行実施として引き上げるものとなっています。

第2条については、一般職員について期末手当を1.275月分から1.25月分に、勤勉手当を1.075月分から1.05月分に改正し、再任用職員については期末手当を0.7125月分から0.7月分に、勤勉手当を0.5125月分から0.5月分に改正し、令和7年度の6月及び12月の支給月数が均等になるように改正するものです。

なお、年間の期末手当と勤勉手当を合わせた支給月数は一般職員については4.5月分から4.6月分に、再任用職員については2.35月分から2.4月分に改定となります。

次に、第3条及び第4条において、一般職の特定任期付職員についても同様に、第3条において給料表の改正を行うとともに、期末手当の支給月数を0.05月分引き上げ、1.7月分から1.75月分に改正し、第4条において1.75月分から1.725月分に改正し、令和7年度の6月及び12月の支給月数が均等になるよう改正するものです。

年間の期末手当の支給月数は3.4月分から3.45月分に改定となります。

施行日に関して、令和6年度に遡及適用する規定は公布の日から、期末手当及び勤勉手当の支給月数を均等配分する規定については、令和7年4月1日からとしています。